

市第 105 号議案

横浜市印鑑条例の一部改正

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市印鑑条例（昭和52年 3 月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次のとおり」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、横浜市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第 5 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあっては、住民基本台帳に記録されている通称（以下「通称」という。））、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。））、片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表しているものを除く。）

第 6 条第 1 項第 3 号中「氏名」の次に「（外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。）」を加える。

第 6 条の 2 中「住民基本台帳法」を「法」に改め、「又は外国人登録法第 8 条第 1 項に規定する居住地変更の登録申請」を削る。

第11条第2項及び第3項中「又は外国人登録原票の記載」を「の記録」に改める。

第14条第5号中「死亡等」の次に「（外国人住民にあっては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないこととなった場合（日本の国籍を取得した場合を除く。）を含む。）」を加え、「、又は外国人登録原票を閉鎖し、若しくは他の市町村の長に送付し」を削り、同条第6号中「名」の次に「（外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（旧条例の規定に基づく印鑑の登録及び登録の申請の取扱い）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市印鑑条例第2条第1項第2号の規定に基づき印鑑の登録を受けている者（以下「外国人印鑑登録者」という。）又はその登録の申請をしている者であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成されるものは、施行日においてこの条例による改正後の横浜市印鑑条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定に基づき当該印鑑の登録を受けている者又は当該登録の申請をしている者とみなす。この場合において、住所地を所管する区長（以下「区長」という。）は、外国人印鑑登録者に係る印鑑登録原票について、当該住民票が作成されたことに伴い、新条例第6条第1項第3号に掲げる事項に変更が生じたときは、施行日において、当該印鑑登

録原票の記載を修正するものとする。

- 3 区長は、施行日の前日において外国人印鑑登録者又はその登録の申請をしている者であって、施行日において新条例第 2 条第 1 項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないものに係る当該印鑑の登録又は当該登録の申請については、施行日において当該印鑑登録原票を消除し、又は当該登録の申請を受理しないものとする。この場合において、区長は、当該印鑑登録原票を消除したときは、速やかに、当該印鑑の登録を受けていた者に対して、その旨を通知しなければならない。

提 案 理 由

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳に記録される外国人住民に関する規定の整備を図るため、横浜市印鑑条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市印鑑条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（登録者の資格等）

第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（次のとおり昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）の規定に基づき、横浜市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき、横浜市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定に基づき、横浜市の外国人登録原票に登録されている者
（第 2 項及び第 3 項省略）

（登録申請の不受理）

第 5 条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理しないものとする。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名又は氏名の一部住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの（外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあっては表わしていないもの
、住民基本台帳に記録されている通称（以下「通称」という。

）、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。）、片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表しているものを除く。）

（第 2 号から第 7 号まで省略）

（印鑑登録原票）

第 6 条 区長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票に、印影のほか次の事項を登録しなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 氏名 (外国人住民にあつては、通称又は片仮名表記を含む。)

(第 4 号から第 6 号まで及び第 2 項省略)

(登録の特例)

第 6 条の 2 横浜市の区において既に印鑑の登録を受けている者が横浜市の他の区に住所異動 (法 住民基本台帳法 第 22 条第 1 項に規定する転入届 又は外国人登録法第 8 条第 1 項に規定する居住地変更の登録申請 を受理されたことをいう。) を行ったときは、第 3 条に規定する登録の申請の手續を要することなく、区長は、当該者が前住所地を所管する区において登録していた印鑑を登録するものとする。

(登録事項の修正)

第 11 条 (第 1 項省略)

2 区長は、前項の届出があつたときは、住民基本台帳 の記録 又は外国人登録原票の記載 と照合し、印鑑登録原票の記載を修正するものとする。

3 区長は、前項の規定にかかわらず、住民基本台帳 の記録 又は外国人登録原票の記載 に基づき、第 6 条第 1 項各号に規定する印鑑登録原票の記載を修正することができる。

(印鑑登録原票の消除)

第 14 条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録原票を消除しなければならない。

(第 1 号 から 第 4 号 まで 省略)

- (5) 区外転出、死亡等~~(外国人住民にあっては、法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないこととなった場合 (日本の国籍を取得した場合を除く。) を含む。)~~により住民票を消除し

~~、又は外国人登録原票を閉鎖し、若しくは他の市町村の長に送付し~~たとき。

- (6) 氏又は名~~(外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。)~~が変更されたため、登録印鑑が第 5 条第 1 号の規定に該当することとなったとき。

(第 7 号 省略)